

日本移民論(中)

暫く日本移民に就いての評論が當地に多くある間にあさな断つてゐるが、去る十五日のエスメード紙にて、云ふ匿名名に依つての一文が發表された。本文はその大意である。尙ほこの件は時々騒ぎゆく世界の問題を組にして、かなりうがつた評論を同紙に掲げ、時事問題には一隻眼ある人である。

日本の大問題に對する第二の解決法は、國家的自負心にとつて餘り嬉しい事ではない、けれども必要にせまつて餘儀なく、その過剰人口を住民の密度は地力を増すにさへ不充分な、世界の新的天地へ送り出すことである。そして日本はアメリカへ、豪州へ、アフリカへの國民の移住を奨励する政策をとりはじめた。執着力の強い、發展に氣のは執る國民の面前に、新たな障壁が立てられた。彼等を好ましからざるものとして、アングロサクソン族は、總て日本人に對してその國の門戸をしつかりと閉め切つてしまつた。アメリカ人は合衆國においてもブリツィンに、豪州においても彼等を拒絶した。豪州の無人の境へ、彼等の入るを禁じたのである。

日本人にとつてはその移民の流れの向ひ得るところは、たゞに南アメリカが残つてゐるだけである。日本政府は之等の移民の流れを止め、北海道、冬の寒さの猛烈な溝洲の平野、やつと御制しての温和平な肥沃土、稀薄な人口である。

日本移民に就いての評論が當地に多くある間にあさな断つてゐるが、去る十五日のエスメード紙にて、云ふ匿名名に依つての一文が發表された。本文はその大意である。尙ほこの件は時々騒ぎゆく世界の問題を組にして、かなりうがつた評論を同紙に掲げ、時事問題には一隻眼ある人である。

伯刺西爾時報

NOTÍCIAS DO BRAZIL
Publicado semanalmente
Rua Fagundes, 16
Caixa, H Tel. Cent. 5605
S. Paulo, Brazil
Proprietário e Editor
Selmauro Kuroishi
Assinatura
Por Ano..... 25000
Semestre..... 13000
Mez..... 2200
Semana..... 3600

現の本
住家所定は三月三十日
御通り
通知
呼り寄
り係者
は至
る
田喜宮翁同古系比平宮島安東同久同同同同河和松藤同宮
友城長 墾敷嘉良城袋田島 我
原名秀ツ 真福ウ宗松マ幸幸精良 スト
サ
リ
君榮ナ太 幹芳繁久

<p>Alfaiataria YABE</p> <p>Rua Sta. Thereza, 2 6 andar sala 615 São Paulo</p>	<p>M. HARADA ENGENHEIRO</p> <p>Rua Santa Thereza, 2 6 andar sala 14 Telephone Central, 3434 S. PAULO</p>	<p>Tovoco Sasaki Parteira Diplomada no Japão e em São Paulo</p>	<p>こうふ屋 コンデ・四九</p>
		<p>分娩及診察の御呼出し は何時にても應じます</p>	<p>伯刺西爾時報社 便 利 部</p>
		<p>公認 佐々木豊子 マテルニダエデ・サンバウロ 二〇三番</p>	<p>十七、八歳以上身體強壯の女 望文中として一名至急入用の事 あらば責任を以てお世話します。 で小人數です。日本人の良家女 で勤く者は日本人の良家女です。</p>
		<p>建築、設計、製圖、土地測量、道路 設計等の御用命に應じます</p>	<p>女中入用 電話セントラル 參貳參四 Rua das Lavradores No. 2936</p>
<p>大部洋服店</p> <p>最新式型洋服、町営迅速に廉價調製</p> <p>聖市サンタテレザ街武番六階拾四號室 電話…セントラル…參四參四</p>		<p>精麗で、迅速で、町営有名 石村洋服洗濯所</p>	

" OC 二 噸 積 18:750\$000
ANTUNES DOS SANTOS & CIA.
Rua Barão de Itapetininga. No. 39-41 São Paulo



Y. Kinjô
Cirurgião
Dentista
Rua Vergueiro, 12
São Paulo

齒科醫

ればならぬと云ふ。日本人青年たちの米国人青年たちの
人結婚問題に付て
日本の男は北米
女と結婚しよう
方が見識が高く
いと云ふ。そう
移民法では、寫
ければ、日本へ
る事すらも出来
絶大な苦悶は在
はつて居る、最
る日系婦人と結
相だが、ハワイ
たら、我儘で、
とても問題に
ので北米に居る
る。

歯科醫 金城山戸

て一步郊外の日本 る、自動車、カ 臺持つて居ても、 見做すべき家屋住 小屋である。斯く 一歩行けば、伯國に 来者は實に恵まれ ぬはならない。又北 米には排日法の結果自 ら日本から呼ぶ事 はんや兄弟、姉妹 此の點又ラジ オの、だ。北米に居 二十年、二十五 ありだ。従つて日 本の、相當の學校 に社會に出で最初 微口を見付けても なると少しも前	農家便覽第十二號(既刊) 一、伯國農家便覽第十三號(既刊) 一、病虫害豫防驅除法 農家便覽第十四號(近刊) 右便覽一般農業者へ無料にて配 布すべしに付さ希翁の方は封筒 面に「農家便覽の件」と記載し仕 事所姓名を明記の上當館へ申込 れ度し	在サンバウロ 尋人 帝國總領事館
岡山縣人 小阪 定吉 新潟縣人 夏見 萬平 鳥取縣人 木吉 清藏 栃木縣人 田中 均 和歌山縣人 漢口 兵吉		

大阪商船切符仲次所
伯刺西爾時報取次所
旅館 成功館
古謝將義
Largo 7 de Setembro, 15
Tel. Central, 2008 Santos

日光館

海外興業株式会社
Caixa Postal, 1082
São Paulo

一、葡萄の栽培 農家便覽第十二號(既刊)
一、伯國重要作物價格の見方
農家便覽第十三號(既刊)
一、病虫害豫防驅除法 農家便覽第十四號(近刊)
右便覽一般當業者へ無料にて配布
に農家便覽の件と記載し所姓名を明記の上當館へ申込され度し

地宅住市聖な利有實確

清酒三、有 通販の酒、及日本酒

晶一下天



今茲に廉價貸出しを爲す「ピラ・トリンダーテ」は、サンバウロ市富豪家の争つて購入するピラ・マリアンナ區に接續し、市内電車四十二番延長確定線に沿ふ理想的住宅地で、位置は高臺にして見晴らしあく

◎面積は、總體で十二萬一千米突平方で壹ロツテ幅拾米突奥行五拾米突に分割済み又地内街路は四通八達、イビランガの博物館を遠目に見下す景色良好の場所であります。

◎地價は、目下壹米突角三ミルレース乃至四ミル五百レースの廉價ですが、周圍の發達と交通の開けるのとで、日に月に地價が昂騰しつゝありますから、今は買手に取つて一番好い買時です。

市富豪家の争つて購入するピラ・マリアンナ區に接續し、市内電車四十二番延長確定線に沿ふ理想的住宅地で、位置は高臺にして見晴し良く且つ健康に好適な別荘地帶です。

ヒテ・トリンダーテ
◎支拂はエントラーダ無しの四年の長期間、無利息月賦拂ひで、且つ纏めて前金拂ひに對しては割引の方法も備つてゐます。
◎既購入者の姓名を記入せしロツテ分割地圖(青寫真)及び本宅地全景地圖は御申込次第係員をして持參御一覽に供します。
但し遠隔の地より郵送御希望の場合、青寫真一枚に付三ミルの郵券を御送付願ひます。
△観察御希望の御方は當事務所へ御申込下さるば時日を定めて懇切に御案内申します。總ての御照會は左記宛へ願ひます。

伯利西爾時報社內
Caixa Postal, H Rua Fagundes, 16 S. Paulo

ロシアやアルメニアから
以前か
避難民を、南米の新天地へ移住
ロシアやアルメニアの恐怖政治
骨を折つてゐるが、目下在伯の
の同局の代表ボーリ・ニッセ氏
は十八日當州農務長官と會見し
て、前記ロシアやアルメニアの
避難民を、當州珈琲農場や官設
集團植民地や市内工業労働者と
して誘入
就労さ
せることについて熱議
議した、同労働局には之等労働
者選擇機關が充分整頓してゐる
ので、職業上の能率や品行上に
保證をする云ふ
その結果先
づ試験的に二三十家族はサンバ
ウロ州へ入れて見ることになり
双方が満足するに至りその數を
増加しやうと云ふのである

政府側
でも移民の側でも
赤松總領事主催で先週初め開催
された教育者會議の結果、邦人
子弟の教育方針
統一のために在伯日本人
教育會と稱する教育機關が生れ
出たことは前記所報通りだが
其の際討議の上可決された同會
定款は次の如くである

第一章 會の名稱、所在
及目的

第二條 本會は在伯日本人教育會と稱す
第三條 支部の管轄區域は各支部に於て
決定し争議ある場合は總會に於て之を決
し何れの支部にも屬せざる學校は本部
の直轄す

第五章 管理

第一條 本會は各支部選出の理事より
成る

第二條 本會の任期は一年とする
第三條 理事會は毎年四月定期召集を
行ひ必要ある時は臨時召集なすことを
決定する

第五分の二以上の議題に依り行はるこ
とし何れの支部にも屬せざる學校は本部
の直轄す

第十六條 理事會は理事會五分の三以上
の出席によつて開催する

第五章 管理

第一條 本會は各支部選出の理事より
成る

第二條 本會の任期は一年とする

第三條 理事會は毎年四月定期召集を
行ひ必要ある時は臨時召集なすことを
決定する

第五分の二以上の議題に依り行はるこ
とし何れの支部にも屬せざる學校は本部
の直轄す

第十六條 理事會は理事會五分の三以上
の出席によつて開催する

第五章 管理

第一條 本會は各支部選出の理事より
成る

第二條 本會の任期は一年とする

第三條 理事會は毎年四月定期召集を
行ひ必要ある時は臨時召集なすことを
決定する

第五分の二以上の議題に依り行はるこ
とし何れの支部にも屬せざる學校は本部
の直轄す

第十六條 理事會は理事會五分の三以上
の出席によつて開催する

第五章 管理

第一條 本會は各支部選出の理事より
成る

第二條 本會の任期は一年とする

第三條 理事會は毎年四月定期召集を
行ひ必要ある時は臨時召集なすことを
決定する

第五分の二以上の議題に依り行はるこ
とし何れの支部にも屬せざる學校は本部
の直轄す

第十六條 理事會は理事會五分の三以上
の出席によつて開催する

第五章 管理

第一條 本會は各支部選出の理事より
成る

第二條 本會の任期は一年とする

第三條 理事會は毎年四月定期召集を
行ひ必要ある時は臨時召集なすことを
決定する

第五分の二以上の議題に依り行はるこ
とし何れの支部にも屬せざる學校は本部
の直轄す

第十六條 理事會は理事會五分の三以上
の出席によつて開催する

第五章 管理

第一條 本會は各支部選出の理事より
成る

第二條 本會の任期は一年とする

第三條 理事會は毎年四月定期召集を
行ひ必要ある時は臨時召集なすことを
決定する

第五分の二以上の議題に依り行はるこ
とし何れの支部にも屬せざる學校は本部
の直轄す

第十六條 理事會は理事會五分の三以上
の出席によつて開催する

第五章 管理

第一條 本會は各支部選出の理事より
成る

第二條 本會の任期は一年とする

第三條 理事會は毎年四月定期召集を
行ひ必要ある時は臨時召集なすことを
決定する

第五分の二以上の議題に依り行はるこ
とし何れの支部にも屬せざる學校は本部
の直轄す

第十六條 理事會は理事會五分の三以上
の出席によつて開催する

第五章 管理

第一條 本會は各支部選出の理事より
成る

第二條 本會の任期は一年とする

第三條 理事會は毎年四月定期召集を
行ひ必要ある時は臨時召集なすことを
決定する

第五分の二以上の議題に依り行はるこ
とし何れの支部にも屬せざる學校は本部
の直轄す

第十六條 理事會は理事會五分の三以上
の出席によつて開催する

第五章 管理

第一條 本會は各支部選出の理事より
成る

第二條 本會の任期は一年とする

第三條 理事會は毎年四月定期召集を
行ひ必要ある時は臨時召集なすことを
決定する

第五分の二以上の議題に依り行はるこ
とし何れの支部にも屬せざる學校は本部
の直轄す

第十六條 理事會は理事會五分の三以上
の出席によつて開催する

第五章 管理

第一條 本會は各支部選出の理事より
成る

第二條 本會の任期は一年とする

第三條 理事會は毎年四月定期召集を
行ひ必要ある時は臨時召集なすことを
決定する

第五分の二以上の議題に依り行はるこ
とし何れの支部にも屬せざる學校は本部
の直轄す

第十六條 理事會は理事會五分の三以上
の出席によつて開催する

第五章 管理

第一條 本會は各支部選出の理事より
成る

第二條 本會の任期は一年とする

第三條 理事會は毎年四月定期召集を
行ひ必要ある時は臨時召集なすことを
決定する

第五分の二以上の議題に依り行はるこ
とし何れの支部にも屬せざる學校は本部
の直轄す

第十六條 理事會は理事會五分の三以上
の出席によつて開催する

第五章 管理

第一條 本會は各支部選出の理事より
成る

第二條 本會の任期は一年とする

第三條 理事會は毎年四月定期召集を
行ひ必要ある時は臨時召集なすことを
決定する

第五分の二以上の議題に依り行はるこ
とし何れの支部にも屬せざる學校は本部
の直轄す

第十六條 理事會は理事會五分の三以上
の出席によつて開催する

第五章 管理

第一條 本會は各支部選出の理事より
成る

第二條 本會の任期は一年とする

第三條 理事會は毎年四月定期召集を
行ひ必要ある時は臨時召集なすことを
決定する

第五分の二以上の議題に依り行はるこ
とし何れの支部にも屬せざる學校は本部
の直轄す

第十六條 理事會は理事會五分の三以上
の出席によつて開催する

第五章 管理

第一條 本會は各支部選出の理事より
成る

第二條 本會の任期は一年とする

第三條 理事會は毎年四月定期召集を
行ひ必要ある時は臨時召集なすことを
決定する

第五分の二以上の議題に依り行はるこ
とし何れの支部にも屬せざる學校は本部
の直轄す

第十六條 理事會は理事會五分の三以上
の出席によつて開催する

第五章 管理

第一條 本會は各支部選出の理事より
成る

第二條 本會の任期は一年とする

第三條 理事會は毎年四月定期召集を
行ひ必要ある時は臨時召集なすことを
決定する

第五分の二以上の議題に依り行はるこ
とし何れの支部にも屬せざる學校は本部
の直轄す

第十六條 理事會は理事會五分の三以上
の出席によつて開催する

第五章 管理

第一條 本會は各支部選出の理事より
成る

第二條 本會の任期は一年とする

第三條 理事會は毎年四月定期召集を
行ひ必要ある時は臨時召集なすことを
決定する

第五分の二以上の議題に依り行はるこ
とし何れの支部にも屬せざる學校は本部
の直轄す

第十六條 理事會は理事會五分の三以上
の出席によつて開催する

第五章 管理

第一條 本會は各支部選出の理事より
成る

第二條 本會の任期は一年とする

第三條 理事會は毎年四月定期召集を
行ひ必要ある時は臨時召集なすことを
決定する

第五分の二以上の議題に依り行はるこ
とし何れの支部にも屬せざる學校は本部
の直轄す

第十六條 理事會は理事會五分の三以上
の出席によつて開催する

第五章 管理

第一條 本會は各支部選出の理事より
成る

第二條 本會の任期は一年とする

第三條 理事會は毎年四月定期召集を
行ひ必要ある時は臨時召集なすことを
決定する

第五分の二以上の議題に依り行はるこ
とし何れの支部にも屬せざる學校は本部
の直轄す

第十六條 理事會は理事會五分の三以上
の出席によつて開催する

第五章 管理

第一條 本會は各支部選出の理事より
成る

第二條 本會の任期は一年とする

第三條 理事會は毎年四月定期召集を
行ひ必要ある時は臨時召集なすことを
決定する

第五分の二以上の議題に依り行はるこ
とし何れの支部にも屬せざる學校は本部
の直轄す

第十六條 理事會は理事會五分の三以上
の出席によつて開催する

第五章 管理

第一條 本會は各支部選出の理事より
成る

第二條 本會の任期は一年とする

第三條 理事會は毎年四月定期召集を
行ひ必要ある時は臨時召集なすことを
決定する

第五分の二以上の議題に依り行はるこ
とし何れの支部にも屬せざる學校は本部
の直轄す

第十六條 理事會は理事會五分の三以上
の出席によつて開催する

第五章 管理

第一條 本會は各支部選出の理事より
成る

第二條 本會の任期は一年とする

第三條 理事會は毎年四月定期召集を
行ひ必要ある時は臨時召集なすことを
決定する

第五分の二以上の議題に依り行はるこ
とし何れの支部にも屬せざる學校は本部
の直轄す

